

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名

令和6年度（2024年度）上下水道基準書等改定支援業務委託

(2) 目的及び概要

上下水道の適正な設計施工を行うため、関係法令に基づいた基準書及び仕様書等の改定を行う。また、最新の上下水道施設設計指針の適合と施工実態に配慮した設計・積算基準内容に見直しを行うもの。

※ 詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市内一円

(4) 履行期間

契約日から令和7年（2025年）3月3日まで

2 担当部署

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局計画整備部計画調整課

電話 096-381-3020（直通）

ファックス：096-382-8760

メールアドレス：keikakuchousei@city.kumamoto.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者、又は、熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受託した業務として、平成26年度（2014年度）以降に履行を完了した、日本国内の行政人口20万人以上の都市における上水道又は下水道の設計基準書及び設計要領等の作成・改定業務実績を1件以上有すること。
- (11) 管理技術者として、次のア～ウのいずれかに該当する者を配置できること。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道－上水道及び工業用水道又は上下水道－下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ 日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第四条一項の第一種又は第二種技術検定に合格した者で、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を1年以上有する者。
 - ウ R C C M（上水道及び工業用水道）又は（下水道部門）の登録を受けている者。
- (12) 照査技術者として、(11)のア～ウに該当する者を配置できること。ただし、(11)のア～ウにおいて、上水道及び工業用水道に関連する者を選択した場合、ア～ウは、下水道の登録を、(11)のア～ウにおいて、下水道に関連する者を選択した場合、ア及びウの上水道及び工業用水道に関連する者を選択すること。
- (13) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「上水道及び工業用水道部門」もしくは「下水道部門」を受けていること。
- (14) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

- (15) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)及び(9)から(14)までの要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法

令和6年（2024年）10月24日（木曜日）から令和6年（2024年）11月5日（火曜日）まで

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部署で配布する（担当部署での配布は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部署での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部署において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）

(エ) 入札参加者の同種業務の実績（様式第4号）

（同種業務の実績は、申請書等の提出日までに履行が完了したものに限る。）

(オ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

- (カ) 管理技術者の資格取得状況（様式第5号）
- (キ) 管理技術者の資格を証する資格証の写し（必須）
- (ク) 照査技術者の資格取得状況（様式第6号）
- (ケ) 照査技術者の資格を証する資格証の写し（必須）
- (コ) 建設コンサルタント【上水道及び工業用水道部門】又は【下水道部門】の登録状況がわかる通知書の写し（必須）

イ 提出期限

令和6年（2024年）11月5日（火曜日）午後5時まで
郵送する場合は、令和6年（2024年）11月5日（火曜日）午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参の場合

2の担当部署

- (イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局計画整備部計画調整課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」と明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。
- (イ) ア(カ)、(キ)及び(ク)の書面が添付されていない場合は、当該実績又は資格を有しているとは認めない。
また、ア(カ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断できない場合も実績を有しているとは認めない。
- (ウ) ア(カ)管理技術者の資格取得状況（様式第5号）において、配置予定の管理技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入してもよいこととする（ア(キ)資格証の写しも全ての候補者分を提出すること）。この場合に、うち1人でも4(11)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。
- (エ) ア(ク)照査技術者の資格取得状況（様式第6号）において、配置予定の照査技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入してもよいこととする（ア(ケ)資格証の写しも全ての候補者分を提出すること）。この場合に、うち1人でも4(12)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。
- (オ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参

加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも4(15)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

- (3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 受付期間・受付時間

令和6年（2024年）10月24日（木曜日）から令和6年（2024年）11月18日（月曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部署

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和6年（2024年）11月21日（木曜日）までに開始し、令和6年（2024年）11月26日（火曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部署

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、持参又は郵送により入札書を提出するものとする（電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。）。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参の場合

(ア) 入札日時

令和6年（2024年）11月26日（火曜日）午後2時00分

(イ) 入札場所

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
別館1階 熊本市上下水道局入札室

(ウ) 入札方法

入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。

イ 郵送の場合

(ア) 提出期限

令和6年（2024年）11月25日（月曜日）午後5時まで（同時刻必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。）

(イ) 提出方法

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、次の宛先へ送付すること。

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局計画整備部計画調整課）宛

ウ 開札の日時及び場所については、次のとおりとする。

(ア) 開札日時

令和6年（2024年）11月26日（火曜日）午後2時00分

※再入札を行う場合

再入札は1回目の開札後に、その開札は再入札の締め切り時間後

に、それぞれ引き続き行うものとする。

(4) 開札場所

〒862-8620 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 別館
1階熊本市上下水道局入札室

・入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務と関係のない熊本市上下水道局職員を立ち合わせるものとする。

- (2) (1)に定めるところによらないで提出された入札書(提出期限までに到達しなかったものを含む。)は、これを無効とする。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札執行回数は、2回までとする。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (5) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (6) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (7) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第7条に準じるほか、競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (8) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金

規程第2条において準用する規則第5条に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

規程第2条において準用する規則第22条に定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と熊本市上下水道事業管理者が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、2の担当部署で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札

参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペン又はボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。

(10) 管理技術者及び照査技術者の確認等

ア 管理技術者及び照査技術者の資格取得状況(様式第5号、様式第6号)に記載した配置予定の管理技術者及び照査技術者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたときは、当初の配置予定の管理技術者及び照査技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして熊本市上下水道事業管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合に熊本市上下水道事業管理者の承認を得るためには、診断書その他熊本市上下水道事業管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。

イ アに違反した場合は、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。